

大阪府福祉用具専門相談員指定講習実施要領 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第1 要領の性格～ 第5 指定申請手続（要綱第6条関係） （略）</p> <p>第6 年間事業計画の届出（要綱第8条関係）</p> <p>(1) 事業者は、毎事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、開講月、定員、受講料、実施場所等の講習実施予定を記載した「福祉用具専門相談員指定講習年間事業計画届出書」（様式第2号）により、年間事業計画を届出なければならない。</p> <p>なお、講習（コース）が複数年度にわたる場合は、講習開講日が属する年度で届出ること。</p> <p>また、第3の2（2）により大阪府外で実施する講習がある場合は、当該講習分も含めること。</p> <p>(2) 年間事業計画を届出たのちに、新たに講習（コース）を追加するときや計画していた講習（コース）を実施しないとき、又は、講師一覧表やその他届出た内容に変更が生じるときは、その都度、第7（1）により、変更内容を届出るものとする。</p> <p>(3) 年間事業計画の提出時期において講習を実施する予定がないとき又は年間事業計画提出後において講習を実施する見込みがなくなったときは、第8（1）により、休止の届出を行わなければならない。</p> <p>(4) 知事は、事業者から連続する2事業年度にわたって年間事業計画の届出がなかったときは、当該事業者より廃止の届出があったものとみなす。</p> <p>事業計画の届出事項に関する必要な書類一覧 （略）</p> <p>第7 指定内容等の変更の届出(要綱第7条及び第8条関係) （略）</p> <p>第8 休止及び再開の届出（要綱第9条関係）</p> <p>(1) 事業者は、年間事業計画の提出時期において講習を実施する予定がないとき又は年間事業計画提出後において講習を実施する見込みがなくなったときは、「福祉用具専門相談員指定講習事業休止届出書」（様式第4号）を提出すること。</p> <p>(2) 知事は、事業者から休止届の提出を受けた場合には、これを受領した旨の通知を当該事業者あてに行うものとする。</p> <p>(3) 休止を行うことができる期間は、1事業年度とし、連続する2事業年度にわたり講習を開講しないことが明らかになった場合は、第11（1）により、廃止の届出を行わなければならない。</p> <p>(4) 休止していた事業者が講習を再開するときは、「福祉用具専門相談員指定講習事業再開届出書」（様式第5号）及び第6（1）による年間事業計画を提出しなければならない。</p> <p>休止及び再開の届出に必要な書類一覧 （略）</p> <p>第9 修了証明書等（要綱第10条関係）～ 第10 実績報告（要綱第11条関係） （略）</p> | <p>第1 要領の性格～ 第5 指定申請手続（要綱第6条関係） （略）</p> <p>第6 年間事業計画の届出（要綱第8条関係）</p> <p>(1) 事業者は、毎事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、開講月、定員、受講料、実施場所等の講習実施予定を記載した「福祉用具専門相談員指定講習年間事業計画届出書」（様式第2号）により、年間事業計画を届出なければならない。</p> <p>なお、講習（コース）が複数年度にわたる場合は、講習開講日が属する年度で届出ること。</p> <p>また、第3の2（2）により大阪府外で実施する講習がある場合は、当該講習分も含めること。</p> <p>(2) 年間事業計画を届出たのちに、新たに講習（コース）を追加するときや計画していた講習（コース）を実施しないとき、又は、講師一覧表やその他届出た内容に変更が生じるときは、その都度、第7（1）により、変更内容を届出るものとする。</p> <p>(3) 年間事業計画の提出時期において講習を実施する予定がないとき又は年間事業計画提出後において講習を実施する見込みがなくなったときは、第8（1）により、休止の届出を行わなければならない。</p> <p>(4) 知事は、事業者から連続する2事業年度にわたって年間事業計画の届出がなかったときは、当該事業者より廃止の届出があったものとみなす。</p> <p>事業計画の届出事項に関する必要な書類一覧 （略）</p> <p>第7 指定内容等の変更の届出(要綱第7条及び第8条関係) （略）</p> <p>第8 休止及び再開の届出（要綱第9条関係）</p> <p>(1) 事業者は、年間事業計画の提出時期において講習を実施する予定がないとき又は年間事業計画提出後において講習を実施する見込みがなくなったときは、「福祉用具専門相談員指定講習事業休止届出書」（様式第4号）を提出すること。</p> <p>(2) 知事は、事業者から休止届の提出を受けた場合には、これを受領した旨の通知を当該事業者あてに行うものとする。</p> <p>(3) 休止を行うことができる期間は、1事業年度とし、連続する2事業年度にわたって事業を休止した（講習を開講しなかった）ときは、講習を実施する見込みがないものとして、廃止の届出があったものとみなす。</p> <p>(4) 休止していた事業者が講習を再開するときは、「福祉用具専門相談員指定講習事業再開届出書」（様式第5号）及び第6（1）による年間事業計画を提出しなければならない。</p> <p>休止及び再開の届出に必要な書類一覧 （略）</p> <p>第9 修了証明書等（要綱第10条関係）～ 第10 実績報告（要綱第11条関係） （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第11 廃止の届出（要綱第13条関係）</p> <p>(1) 事業者は、連続する2事業年度にわたり講習を開講しないことが明らかになった場合は速やかに、又、講習事業を廃止する場合は廃止しようとする日の10日前までに、「福祉用具専門相談員指定講習事業廃止届出書」（様式第7号）を提出すること。</p> <p>(2) 知事は、事業者から廃止届の提出を受けた場合には、当該事業者が行った講習の実績報告書の確認を行った上で、これを受領した旨の通知を当該事業者あてに行うものとする。</p> <p>(3) 知事は、連続する2事業年度にわたって事業計画の届出を行わず、講習の実績がないものについては、当該事業者あてに指定の廃止に係る通知を行うものとする。</p> <p>(3) 事業者は、講習事業を廃止した後においても、第12に掲げる書類を保存するとともに、修了証明書の亡失・き損により、修了者から福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明の依頼があったときは、修了者台帳により確認の上、その証明を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">廃止の届出に必要な書類一覧（略）</p> <p>第12 書類の保存（要綱第19条関係）～ 第13 この要領の適用について（略）</p> <p>附 則 この要領は、平成26年12月10日から施行するものとする。ただし、平成27年3月31日までに開講する講習については、改正前の要領を適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年1月15日から施行するものとする。</p> <p>ただし、改正後の別紙4の規定については、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年1月15日から施行するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年6月29日から施行する。</p> <p>別紙1～参考様式1（略）</p> | <p>第11 廃止の届出（要綱第13条関係）</p> <p>(1) 事業者は、連続する2事業年度にわたり講習を開講しないことが明らかになった場合は速やかに、又、講習事業を廃止する場合は廃止しようとする日の10日前までに、「福祉用具専門相談員指定講習事業廃止届出書」（様式第7号）を提出すること。</p> <p>(2) 知事は、事業者から廃止届の提出を受けた場合には、当該事業者が行った講習の実績報告書の確認を行った上で、これを受領した旨の通知を当該事業者あてに行うものとする。</p> <p>(3) 知事は、連続する2事業年度にわたって事業計画の届出を行わず、講習の実績がないものについては、当該事業者あてに指定の廃止に係る通知を行うものとする。</p> <p>(4) 事業者は、講習事業を廃止した後においても、第12に掲げる書類を保存するとともに、修了証明書の亡失・き損により、修了者から福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明の依頼があったときは、修了者台帳により確認の上、その証明を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">廃止の届出に必要な書類一覧（略）</p> <p>第12 書類の保存（要綱第19条関係）～ 第13 この要領の適用について（略）</p> <p>附 則 この要領は、平成26年12月10日から施行するものとする。ただし、平成27年3月31日までに開講する講習については、改正前の要領を適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年1月15日から施行するものとする。</p> <p>ただし、改正後の別紙4の規定については、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年1月15日から施行するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>別紙1～参考様式1（略）</p> |